

アクロス福岡メッセージホワイエにおける企画展の実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人アクロス福岡（以下「アクロス福岡」という。）が行う情報提供事業の一環として、芸術文化の振興の促進を図るために、アクロス福岡メッセージホワイエ（以下「施設」という。）を企画展等に広く利用することに関し、必要な事項を定める。

(展示内容等)

第2条 展示内容は、芸術文化の振興に関わる絵画、写真、書、版画、工芸、グラフィックデザイン等の展示とし、壁面展示の可能なものとする。また、消防法に適合した範囲で展示台の設置を認める。

2 展示は入場無料とし、また入場制限を行ってはならないものとする。

3 展示に際しては、施設での展示物等の販売を行ってはならないものとする。

4 展示に際しては、企画展のコンセプトや意図、開催の理由や意義等、来場者へのメッセージをアクロス福岡が指定する展示スペースに掲出するものとする。

(利用対象者)

第3条 利用の対象者は、以下のとおりとする。

(1) 次の項目のいずれかを満たす、当該事業の実施目的に照らし適当と認める芸術文化の活動を行うもの

- ・市区町村地域以上の公募展に入選以上の実績がある
- ・美術館やギャラリーにおいて作品展を開催したことがある

(2) 福岡県内の小・中・高・大学及び専門学校、特別支援学校

(3) アクロス福岡が当該事業の実施目的に照らし適当と認めるもの

(利用期間等)

第4条 利用の期間は原則として1企画につき7日間とし、利用できる年間の企画の回数は原則として1年につき1回までとする。

2 利用時間は、午前10時から午後6時までとする。

(利用の申込み)

第5条 利用の申込みは、アクロス福岡が定めるメッセージホワイエ利用申込期間内に行うものとする。

2 利用の申込みは、申込者がアクロス福岡メッセージホワイエ企画展利用申込書（以下「申込書」という。）をアクロス福岡に提出して行うものとする。

3 第3条(2)に該当するものについては、利用の対象であることを証明できる経歴と作品資料を併せて提出するものとする。なお、グループ展においては出展者全員が証明資料を提出するものとする。

(利用の承認)

第6条 利用の承認については、申込書等の内容をアクロス福岡が審査の上、決定するものとする。この場合、申込内容についてアクロス福岡が必要と認める場合は変更して承認することがある。

2 アクロス福岡は、前項により利用を決定した場合については、速やかに利用の承認の通知を行うものとする。

(利用料金等)

第7条 会場及び貸出備品の利用に係る経費については無料とする。ただし、第2条に定める展示台の手配及び設置に関する経費については利用者の負担とする。

(利用承認の取消し及び利用の中止)

第8条 アクロス福岡は、以下のいずれかに該当する場合は利用の取消、中止、内容の変更を命ずることができる。

(1) 申込書及び公募展入選等の証明資料の内容に虚偽の記載がある場合

(2) 利用の形態及び展示の内容が、申込書及び利用の承認の内容と著しく異なる場合

(3) アクロス福岡等の施設管理者の指示に従わない場合及びその他施設の管理運営上、支障があると認められる場合

(4) その他、利用の形態及び展示の内容が、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年福岡県条例第5号)第6条に該当する場合

2 前項の場合において、利用者はアクロス福岡に損失を求めないものとする。

(原状の回復)

第9条 利用者は利用終了後、直ちに施設及び備品等を原状に回復しなければならない。

(アクロス福岡の賠償責任)

第10条 施設の利用に際し、次の各号に該当するときはアクロス福岡はその賠償の責めを負わない。

(1) 展示品等の紛失、盗難、破損があったとき

(2) 利用者等の責めに帰すべき事由により利用者が損害を被ったとき

(3) 利用者等の責めに帰すべき事由により第三者が損害を被ったとき

(その他の運用等)

第11条 この要綱に定めるもののほか、施設の運用等に関し必要な事項は、福岡県国際文化情報センター条例(平成6年福岡県条例第23号)、同施行規則(平成6年福岡県規則第77号)及び福岡県国際文化情報センターの管理及び利用手続きに関する規程を準用するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する